

年 発 0927 第 3 号
令和 3 年 9 月 27 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

「確定給付企業年金制度について」の一部改正について

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和3年厚生労働省令第159号）が本日公布され、確定給付企業年金から他制度への資産移換に関する規定の整備を行う確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）の改正については、令和4年5月1日に施行することとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金制度について」（平成14年3月29日年発第0329008号）を別添のとおり改正し、令和4年5月1日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金制度について（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号）
新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第 1～第 7 （略）</p> <p>第 8 その他の事項</p> <p>1～10 （略）</p> <p>1 1 合併等に伴う中小企業退職金共済への積立金等の移換</p> <p style="padding-left: 2em;">法第 8 2 条の 5 第 1 項の「合併等」とは、規則第 9 6 条の 8 の規定により事業主が中小企業退職金共済法（昭和 3 4 年法律第 1 6 0 号）第 3 1 条の 4 第 1 項の規定による申出を行っていない共済契約者（同法第 2 条第 3 項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主をいう。）との間で実施する規則第 9 6 条の 8 に定める会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）の規定による行為のほか、中小企業退職金共済法施行規則（昭和 3 4 年労働省令第 2 3 号）第 1 条に規定する国又は地方公共団体に準ずる者を除く法人の設立を定める特別の法律の規定に基づくものであって、当該行為と同等とみなされるものであること。</p> <p>1 2 （略）</p>	<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第 1～第 7 （略）</p> <p>第 8 その他の事項</p> <p>1～9 （略）</p> <p>1 1 合併等に伴う中小企業退職金共済への積立金等の移換</p> <p style="padding-left: 2em;">法第 8 2 条の 4 第 1 項の「合併等」とは、規則第 9 6 条の 7 の規定により事業主が中小企業退職金共済法（昭和 3 4 年法律第 1 6 0 号）第 3 1 条の 4 第 1 項の規定による申出を行っていない共済契約者（同法第 2 条第 3 項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主をいう。）との間で実施する規則第 9 6 条の 7 に定める会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）の規定による行為のほか、中小企業退職金共済法施行規則（昭和 3 4 年労働省令第 2 3 号）第 1 条に規定する国又は地方公共団体に準ずる者を除く法人の設立を定める特別の法律の規定に基づくものであって、当該行為と同等とみなされるものであること。</p> <p>1 2 （略）</p>